

## 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。川場村の平成31年度当初予算における充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 63,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 527,320 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉事業	105,327	60,229		241	9,017	35,840
	老人福祉事業	29,428	877			5,739	22,812
	児童福祉事業	202,925	121,898		6,888	14,903	59,236
社会保険	国民健康保険事業	31,669	16,683			3,012	11,974
	介護保険事業	64,618	337			12,921	51,360
	後期高齢者医療保険事業	53,584	5,975			9,570	38,039
保健衛生	保健衛生事業	39,769	783			7,837	31,149
合 計		527,320	206,782		7,129	63,000	250,409

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。